

高須台町内会弔慰規程

（適用限定）

第1条 会員の弔慰に関する取り扱いは、この規程に定めるところによる。

（会員の死亡）

第2条 会員が死亡したときは、次の金額を贈る。

- ① 香典 5,000円
- ② 会長が必要と認められる場合は、弔電を打つことがある。

（会葬）

第3条 会員が死亡したときは、会長が会葬する。

ただし、会長が不都合なときは、会長が指名した者が代行して会葬する。

（申出）

第4条 第2条に該当する事項があるときは、会員がその旨を班長を経由して会長に申し出なければならない。

（報告）

第5条 前条の申出がない場合でも、班長等がその事実を知ったときは会長に報告するものとする。

（返礼禁止）

第6条 第2条により香典を受けたものは、会または会員に対し金品による返礼をしてはならない。

附 則

- 1 この規程は、平成12年9月1日より施行する。
- 2 この改定規程は、平成27年4月1日から施行する。